



令和 5 年（2023 年）10 月 3 日

災害発生時における動物救護活動に関する 協定締結式を行います

大阪狭山市と公益社団法人大阪府獣医師会は、災害発生時における動物救護活動に関して、「災害発生時における動物救護活動に関する協定」を締結します。

大規模災害発生時に、被災した飼い主は、大切なペットの健康管理などについて大きな不安を抱えることとなり、獣医師が治療や応急処置などを行うことは、ペットの安全確保のみならず、飼い主の安全・安心の確保にも繋がります。

つきましては、次のとおり協定締結式を行います。

1. 協定締結先

公益社団法人大阪府獣医師会

2. 協定締結式

開催日時 令和 5 年 10 月 6 日（金曜日）午後 2 時から

開催場所 大阪狭山市役所 2 階・市長公室

（大阪狭山市狭山一丁目 2384 番地の 1）

※本式ご取材いただける場合は、下記問い合わせ先までご一報のほどご協力お願いいたします。

3. 本協定による主な内容

- ・対象動物の収容、保護、治療、管理及び死亡の確認
- ・被災による所有者不明動物の一時収容及び応急処置
- ・災害時避難所における動物の健康相談並びにこれに対する指導及び助言
- ・災害時避難所における動物に関する公衆衛生上の管理及び指導 など

問い合わせ 危機管理室（担当／吉田）☎072-366-0011